

東京応化工業 CSR 調達方針 ガイドライン

2022年12月2日 初版発行

東京応化工業株式会社

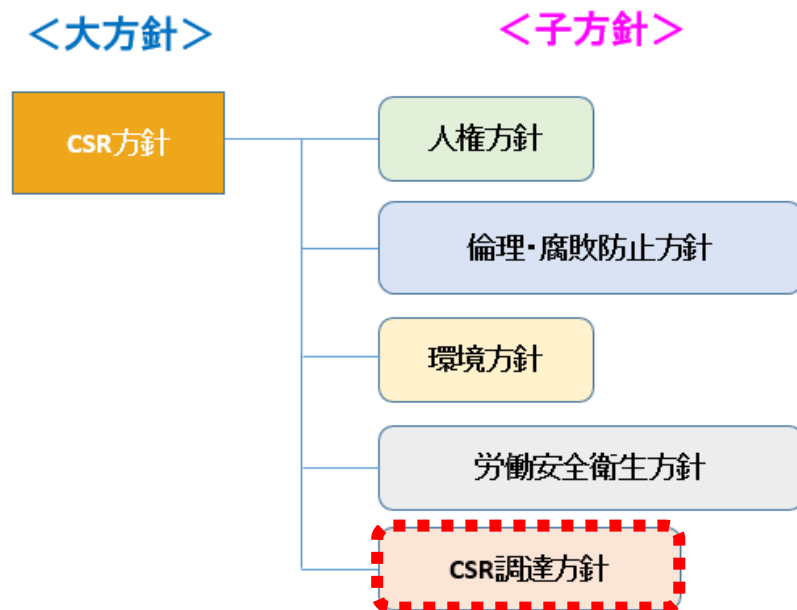
はじめに

目的

東京応化工業（以下、TOK グループ）では、RBA（Responsible Business Alliance、旧：電子業界 CSR アライアンス）行動規範に準拠した CSR 活動を推進しております。社会規範に対するコミットメントを目的として、この CSR に対する基本的な考え方を、RBA 行動規範、各種規範や法令を基に、2020 年 10 月 1 日に CSR 方針を制定しました。その子方針として、CSR 調達方針を定めています。

お取引先様におかれましては、本方針にご理解・ご賛同いただき、積極的に CSR 活動を推進頂きますようお願い申し上げます。

TOK グループ CSR 方針の体系図



CSR 調達方針

TOK グループは、取引先の皆さまとの共存共栄の精神ならびに法令・社会規範に基づき、持続可能な調達を推進します。

1. 適切な品質・価格・納期による調達活動を推進します。

- ✓ 事業活動に関わる各国・地域の各種法令を遵守し、必要な許認可の取得および届出等の手続をお願いいたします。
- ✓ 物品やサービスの購入先や業務委託先等を選定する場合には、法令・社会規範を遵守し、価格、品質、納期等の諸条件を公平に比較・評価をお願いします。

2. 購入先との間において対等・適正な購買活動を維持します。

- ✓ 対等、適正な購買活動とは「取引先と対等な立場で取引を行う」ということです。特に、価格や納期などの取引条件を決定する際には取引先と十分に協議を行ったうえで決定することが重要です。なお、取引先が下請法における下請事業者である場合は特に留意が必要です。もし法令違反やトラブルにより購買活動ができなくなった場合には事業活動の継続に支障をきたします。取引先は事業活動に不可欠なパートナーですので、取引先と対話を通じて、対等・適正な、購買活動に努めてください。

3. 人権ならびに労働安全衛生等、社会的課題へ配慮します。

- ✓ 企業が配慮しなければならない人権ならびに労働安全衛生等の課題には差別、児童労働、強制労働、長時間労働などがあります。このような社会的課題は社会全体で課題に取り組まなければ解決することができませんので、企業努力が求められます。そのため、企業が人権課題に配慮するだけでなく取引先を含めたサプライチェーン全体で人権課題に配慮しなければなりません。具体的には、取引先が社会的な課題に配慮しているか定期的にアンケートを実施するなどして確認することが有効です。取引先と連携してサプライチェーン全体での社会的課題への配慮をお願いします。

4. 環境への配慮とグリーン調達を推進します。

- ✓ グリーン調達とは、「企業が環境負荷の少ない製品・サービスや環境への配慮等に積極的に取り組んでいるサプライヤーから優先的に調達すること」です。グリーン調達を推進することで企業活動による環境負荷を低減することができます。また、環境への配慮やグリーン調達には化学物質規制等のリスク回避、コスト削減、自社のブランド力向上など様々なメリットがあります。

5. リスクに備えた事業継続マネジメントを推進します。

- ✓ 事業活動におけるリスクには法令違反、不正、品質問題など様々なものがあります。調達活動におけるリスクとしては天災や事故による供給問題の発生、取引先の経営不振による倒産、取引先の法令違反による取引停止などがあります。もし、このようなリスクの想定なく、有時に事業活動が停止した場合には、ステークホルダーに大きな損害を与えることとなります。そのため、緊急事態への備えとして、あらゆるリスクを評価し事業継続計画の下に、事業活動の推進をお願いします。

6. 業務上所有および取得した秘密情報を厳重に管理します。

- ✓ 他社との取引において秘密情報を取り扱う際には、法令、情報管理規程、契約等に則り厳重に管理が必要です。特に、取引先の秘密情報を漏洩してしまった場合には企業としての社会的な信頼を失う可能性があります。会社の PC や資料には秘密情報が納められていることを念頭に置き、社外に持ち出す際には注意して管理をお願いします。

7. サプライチェーン全体で責任ある鉱物調達を推進します。

- ✓ 『責任ある鉱物調達』とは、CSR の観点から、人権侵害に加担する鉱物（紛争鉱物）を使用しないように努めることです。紛争鉱物とはスズ、 tantalum、タングステン、金の 4 種およびコバルト・雲母を指し、人権侵害や環境破壊などのリスクや不正に関わる鉱物です。紛争鉱物の購入や利用は、結果として武装勢力への資金提供や非人道的行為への加担になります。したがって、紛争鉱物等の法令・条約における規制物質の該当有無を確認し、使用可否判断を行ってください。

以上